

第7回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 議事概要

1. 日時：令和3年3月29日（月）17:30～19:30

2. 場所：※オンライン会議

3. 出席者：

（委員）大林ミカ、高橋洋、原英史、川本明

（政府）河野大臣、藤井副大臣

（事務局）山田参事官

（ヒアリング）

<①：風力発電に関する環境影響評価について（フォローアップ）>

環境省 総合環境政策統括官 和田篤也

大臣官房 環境影響評価課長 堀上勝

経済産業省 大臣官房審議官（産業保安担当） 後藤雄三

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課長 田上博道

<②：電力（容量市場、系統、価格高騰問題、需要家の選択肢の拡大）について（フォローアップ）>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部長 松山泰浩

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課長 小川要

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室長 下村貴裕

電力・ガス取引監視等委員会 事務局長 佐藤悦緒

電力・ガス取引監視等委員会 総務課長 恒藤晃

電力・ガス取引監視等委員会 取引制度企画室長 黒田嘉彰

電力・ガス取引監視等委員会 ネットワーク事業制度企画室長 仙田正文

4. 議題：

（開会）

①：風力発電に関する環境影響評価について（フォローアップ）

②：電力（容量市場、系統、価格高騰問題、需要家の選択肢の拡大）について（フォローアップ）

（閉会）

5. 議事概要：

○山田参事官 定刻になりましたので、ただいまから第7回「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」を開催いたします。

皆様におかれましては、御多用中のところ御参加いただき、誠にありがとうございます。

本タスクフォースは、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、引き続きオンライン会議としております。また、本タスクフォースは、内閣府規制改革推進室のYouTubeチャンネルにおきましてオンライン中継を実施しております。御視聴中の方は動画の概要欄にあるURLから資料を御覧ください。

本日は、河野大臣、藤井副大臣にも御出席いただいております。

それでは、河野大臣、一言御挨拶をお願いいたします。

○河野大臣 お忙しい中、タスクフォースに御参加をいただきありがとうございます。

今日は、過去のタスクフォースで議論されて宿題となっていました風力発電に関する環境アセスと電力の2つを再び取り上げることになります。環境省、経産省から、それぞれ御報告をいただきます。

2050年のカーボンニュートラルという大きな政策転換が行われたことを前提に、環境省、経産省には、従来からの制度の延長線でなく、従来のが前提が180度変わることも排除せず、政策議論をしっかりとやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今日も、審議をしっかりとお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山田参事官 大臣、ありがとうございました。

本日御発言をされる方はマイクをオンにして、御発言される時以外はマイクをミュートにしてください。出席者はカメラをオンでお願いいたします。ハウリングを避けるため、イヤホンの使用に御協力ください。

まず、議題に入ります前に、事務局から第5回タスクフォースで取り上げました、住宅・建築物分野の省エネルギー対策に関する進捗につきまして御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。こちらは表の形になっておりますが、一番左に論点として①から⑧を掲げておまして、右側のところに省庁の対応の詳細について書かれております。

①から⑧は、第5回のタスクフォースにおいて委員から提言された中身がそれぞれ書いてございまして、いずれも関係省庁において御対応を進めていただくことになりました。

△と○がありますけれども、△というのは決してやらないということではなくて、現在途上であるという意味の△でございます。全て対応いただいているということです。

①から⑤に関しては、3月19日の住生活基本計画の閣議決定におきまして、それぞれ内容はその基本計画に盛り込んでいただきました。それから、今後、それを実現するためのロードマップ策定に向けた検討会を立ち上げるというプレスリリースが3月中ということでございます。今後、発表されるということでございます。実際には、4月からロードマップ策定検討会で議論が進められて、物事が動いていくことになっております。

2ページ目の一番上のところで、温対計画の算定根拠を明らかにしてほしいということに関しては、参考1として国土交通省から資料を配付しております。中身としては説明いたしません。データに関しては公表ということで、2ページ目の一番上のところで公表されております。それを参考1として配付しております。

それから、論点の⑥、⑦、⑧に関しては、国交省住宅局の話ではないということで、それぞれ省庁に個別に御対応いただいております。

まず、⑥については、家電製品についてが上段。これは毎年見直しを進めていくというところで、今年も見直しをしたということ。建材に関しては、今年前半にエネ庁において審議会を開催して、2021年度内に取りまとめを目指すということでございます。

⑦の公共建築物については、国土交通省の営繕のほうで、今後予定する新築事業については原則ZEB Orientedで行うということと、2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現することを旨とするということで書いてございます。

⑧はデータベースの整備ということで、少し間は空きますけれども、2023年度から調査を実施するというところでございます。

以上、御説明をさせていただきました。

それから、本日、1つ目の議題である風力発電に関する環境アセスにつきまして、環境省から検討の結果を5分以内で御報告をお願いいたします。

○環境省（和田統括官） 環境省総合環境政策統括官、和田でございます。よろしく御願いたします。

資料2をディスプレイに映してください。時間も5分弱ということですので、早速次のページをめくっていただけますでしょうか。

ここは若干能書きですけれども、赤字のところ、まずは宿題としていただきました風力の規模要件を見直す。他方で、規模要件を見直して、後ほど申し上げますが、5万kWに上げた場合の法対象にならない部分も含めてどうするかというところについて、併せて12月の御指示をいただいた後、年が明けて1月から先週までちょうど4回検討会を開かせていただきました。

次のページが、検討会の報告のアウトプットになります。（案）となっておりますけれども、検討会のアウトプットそのものであります。

検討会のほうからも、まず第1のポイント、第一種事業を1万kW以上を5万kW以上に引上げということで、いわゆる答申に当たるものをいただきました。これは過去の風力発電全データを分析して相関関係を見たところ、正確に言うと5.1万キロ相当での確ではないかということで合理的な根拠ももらいましたので、5万kW以上に引上げとなります。

そういうことになると、法律の制度上の前提から言いますと、5万の下第二種事業、3万7500以上5万未満というところがスクリーニングのゾーンになりますが、これも後ほど2ポツのほうで書いてありますが、柔軟なスクリーニング、もう少し言えば、広範なスクリーニングだったと思いますけれども、それと簡易アセスメントといったような、よりプラスアルファの宿題もいただいていたところでございますので、そこも加味したところ、5万に上げるということに加えて、下のほうも暫定的な措置として5万未満から1万までの間をスクリーニングゾーンに経過措置としてできないかというアイデアを思いついたところでもありますので、そこで速やかな移行を図ろうと思っています。

他方では、条例の改正が必要になるということも連動しておりますので、そこについては一定のリードタイムが要りますけれども、後ほど申し上げますが、まずは速やかに今から申し上げる制度に移っていくことに相成ります。

ただし、2ポツの②のところにありますように、風力の人気をより高めるという意味で、図書の公開の徹底とか運転開始後の調査の強化というのも、業界の皆さんと連携しながら、

風力シンパを増やしていこうというのを②でやっていこうと思っています。

最後のページが結論になっています。現行が左側の水色が多いところですが、1万kW以上が第一種事業、これはアセス法の対象事業です。7500から1万のところはスクリーニングですので、ケース・バイ・ケースということになります。

ちなみに、7500よりも小さいところについては、条例でカバーしているところと条例がないところがありますので、緑と白が交ざっているという感じです。それを最終的には、第一種事業、第二種事業、条例という3つの役割分担にするのですが、まず速やかに5万に上げて、なおかつスクリーニングの最大限の活用ということで、真ん中のところだけで早くというか、申し上げますと、普通、制度ですと法律本体ですと施行で2年かかって、政省令ですと1年ですけれども、山田参事官などからも御指摘、アイデアをいただきまして、真ん中のラインにはなるべく半年を目指して施行していくようなことを考えたいと思っています。

というのも、あとは各省調整、パブコメ、与党プロセスと内閣法制局ということになりますので、そこをクリアした上で、いつもの1年の半分を目指してということにしたいと思っています。

真ん中のところを御覧いただきますと、5万kW以上、第一種事業。5万から3万7500といきたいところですが、せっかくなので、スクリーニングを当面の間、幅広くということがありましたので、5万から7500kWというところに広げた状態で経過措置を置けないかというのを法制局に、無理筋かどうかは置いておいて相談を始めたところでございます。これも方々からアイデアをいただいて、非常にありがたく思っております。

7500kW未満のところは従来どおりというところで、この真ん中のところに移った上で、あとは一番右側のところについては将来的に条例との役割分担を条例の動きを見ながらということにしたいと思っていますが、まずは風力加速化という意味で、真ん中のラインのところを半年目指して施行するというを考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

委員の方から御質問等はございますでしょうか。

大林委員、お願いします。

○大林構成員 ありがとうございます。大林でございます。

今回、環境省におかれては、非常に短い時間の中で多様な意見の取りまとめをしていただき、ありがとうございます。また、経過措置という形ではありますが、5万kWまでの引上げという一定の方向性が出たということは高く評価したいと思います。

やはり過去9年間で、太陽光は65ギガワットが新規に導入されているにもかかわらず、風力発電の導入がわずか1ギガワットだったというのは、2012年の規模要件の設定が突然なされた、石炭火力よりも厳しい要件が適用された、当初アセスに8年を要したということがあって、リードタイムの長期化を迫られたという影響があったと考えています。

現在の制度も、地球環境の保全に重要な役割を果たしたと確信もいたしますが、風力発電を含む全てのエネルギーは何らかの環境影響を与えますので、その影響は相対的に判断する必要がありますし、現在、行われているように、ほとんど全ての風力発電のプロジェクトが一律の基準を課されて、それをクリアしていかななくてはならないというのは、ほかの電源との相対的評価は十分だったのかと思います。

和田統括官のほうから、何度かコメントをいただきました。この経過措置の導入を半年を目指してやるとお聞きしました。ただ、それまでの様々な不確定要素があると思いますし、3スライド目にある規模要件の拡大の経過措置から条例がそろっていくまでの間、こういった時間軸を考えていらっしゃるのか。できるだけ急いで地域との話し合い、あるいは事業者の自主アセスの強化と充実ということをやっていくことが必要だと思います。

先ほど、風力の人気を高めていくためにという話があったのですが、そもそも環境アセスというのは地域で行われて、さらにその地域で重要性を高めていくためのプロセスでもありますので、ここは事業者の方と一緒にやっていただくということかと思います。

そして、今回の検討に当たって、私自身も環境省の委員会に入れていただいて、オブザーバーとして意見を何度か申し上げているのですが、日本において、例えばこういった気候危機が生態系に与える影響であるとか、特に今回取り上げられている風力が鳥類に与える影響とか、そういったものの科学的な研究あるいは報告書が出ていないので、これは環境省にもぜひ実施をお願いしたいと思いますし、繰り返し委員会でも議論がされてきました、事業者による環境影響評価を行って、事業をやった後の事後報告の開示なども進めてくださればと思います。

ぜひよろしく願いいたします。

○山田参事官 大林委員、ありがとうございました。

よろしければ、大臣からも一言ございますでしょうか。

○河野大臣 風力アセスの要件の見直しは、各方面から様々な意見が表明される中で、自然環境と地球環境をどう両立させるかという難しい中での課題だったと思います。

小泉大臣のリーダーシップの下、環境省が一定の結論を期限内に出してくれたことを高く評価したいと思っております。

半年という話もありましたので、しっかりと期限内に必要な作業を残りやっていただいて実施に移していただきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○山田参事官 大臣、ありがとうございました。

続きまして、2つ目の議題、電力についてです。

本日の議論は、第1回、第3回、第4回のタスクフォースにおいて宿題としていた課題について、経産省の検討結果を議論します。

検討された論点は極めて多岐にわたりますので、経産省とも相談しながら、事務局の責任で、資料3-1で全ての論点の内容とその検討状況についてまとめております。

また、情報公開につきましても、タスクフォースの委員及び事務局から経産省にお願い

しておりましたが、この対応状況については資料3-2でおまとめいただいております。

経産省におかれましては大変よく御対応いただいております、現在進行中のものを除き、全て情報公開の対応をいただいております。

本日、この2つの資料については隅々まで説明する時間がございませんので、説明は割愛させていただきます。

また、本日、参考資料2として、3月22日に在日米国商工会議所、ACCJからいただいた「日本の卸電力市場規制に関する提言」を配付してございます。

参考資料3として、2月24日に延岡市長から河野大臣宛てに提出された、九州電力に対する調査依頼文書を配付しています。

この参考資料3は、延岡市において地域新電力を設立する構想に対し、九州電力が新設される地域新電力が容量拋出金の負担により赤字になるという説明をしていたことについての調査依頼でありまして、私どもから電取委に調査をお願いしたものであります。

電取委からはそのような事実が確認されたとの報告を私どもは受けておりまして、正式な調査結果が電取委のホームページにおいて先ほど公表されておりますことを御報告させていただきます。本日の議題の一つである容量市場の議論とも関わりますので、ここで御報告させていただきます。

それでは、お待たせいたしました。エネ庁、電取委から検討結果につきまして、合わせて15分以内で御説明をお願いいたします。

○経済産業省（松山部長） 資源エネルギー庁の松山でございます。

再エネタスクフォースの有識者の皆様方からいただきました御指摘を踏まえまして、制度革新に集中的に取り組んでまいりました。毎度いただきました御指摘、議論の内容は、梶山大臣にも逐次報告し、安定供給を大前提に、河野大臣がおっしゃるような、今までのことではなくて、カーボンニュートラル時代にふさわしい電力制度となるように検討しろということで梶山大臣からも御指示をいただいております。引き続き、しっかり取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

今日、資料として準備しているものに沿いましての御報告、御説明をしたいと思います。

まず、1点目が再エネ証書制度でございます。第4回タスクフォースでも河野大臣から、グローバルに通用する形でニーズに対応という御指摘を頂戴しました。我々も最優先で検討を進めてまいったところでございますが、まずは2021年度後半から、FIT証書を再エネ証書ということで取引可能な制度にしていきたいと思っております。下に年間900kWhと書いておりますけれども、今の業界ニーズの見込みが406kWh強ぐらいだと考えますと、ひとまず十分な量の提供が可能な形になると考えております。

有識者の先生方からは、さらにこれはFIT以外の再エネにも拡大できるように検討ということをご頂戴しておりますが、我々もそう思うてございます。ただ、こちらは情報開示の問題がございます。法制度的な措置も必要かなと考えておりますので、含めて考えていきたいと思っております、2021年度後半からの試行的な実施ができるように検討を進めて

まいりたいと思っています。

次に、系統関係に移りますけれども、再エネ導入拡大に向けた系統マスタープランの具体化は今進行中でございます。3ページは、先週お示ししました1次案でございますけれども、分散型の再エネ開発というのが全国的に広がっていくわけでございますので、広域に円滑な電力流通が可能となるような、従来の連系線構造を超えた形の系統構成を実現していきたいと思っております。

(通信切断・再接続)

○山田参事官 3ページの途中から説明をお願いします。

○経済産業省(松山部長) では、3ページに戻って御説明します。

全国大の系統増強をしていきたいと思っております。西日本では九州、四国、中国、さらには関西、中部を結びます相互の基幹線連系線ルートの新設、大幅増強。東西間の50・60の変換設備の新設、増強。東日本については、東北・東京の地内増強とともに、北海道、東北の風力をはじめとした再エネポテンシャルを生かすべく、関東等の大需要地に直流で送る長距離送電ルートなど、大幅な増強の方向性を示しております。2020年度中の完成と順次の具体化を進めていく考えでございます。

なお、これは今の時点での案でございます。カーボンニュートラルの導入の状況に応じて、さらに大きな形での改革を全国大で構築し、導入を進めていきたいと考えております。

次に4ページ、ノンファームでございます。真ん中の棒グラフでございますように、1月の全国展開の開始以降、接続申込みが始まってございます。有識者の先生方から御指摘いただいているように、現段階においては東京における集中が見られるところでございますが、これはシステムの混雑具合が結構大きいということから、ニーズがもともと高かった地域だと思えます。他方で、北海道、九州といったところも具体案件が増えてきておりました。全国に広がっていくように進めていきたいと思えます。

その際、有識者の方々からいただいておりますように、決して送配電会社がノンファームを邪魔するようなことになってはいけないと思っておりますので指導しておりますし、さらに言うと、積極的な周知を含めまして努力を続けていきたいと考えています。

また、ローカル配電系統への展開というのは、御指摘を踏まえつつ、我々も東京電力、NEDOとの試行的取組をこの4月から開始することといたしました。

計画的な系統増強、バランスメカニズムの取組と一体的に進めていかないと機能していかないものですから、この実証の結果を踏まえつつ全国展開の計画を立てていくことにしたいと思っております。

次に5ページは、以前御説明した出力制限ルールの見直しの整理でございます。御提案いただいておりますゾーン型、さらにきめ細かいノーダル型を含めた市場型も念頭に置きながら市場設計を進めていきたいと思っておりますが、一方で、足元で早期の再エネの制御量の削減をしていかなければいけないと思っておりますので、そういう観点からは2022

年中にメリットオーダーでの再給電方式を開始する予定で進めていきたいと思っております。

最後、6ページ、系統の関係で言うと北海道の課題への対応でございます。この点はなかなか有識者の先生方に御理解が得られていないようでございますけれども、北海道につきましては、左下の図を御覧いただけますでしょうか。日本の全体の系統について言いますと、もちろんエリアごとに分かれるわけでございますが、相互に交流の系統でつながっていて、広域的な形で調整が可能な広域エリアというものがございます。西で言いますと左の青いところです。沖縄はちょっと違いますけれども、この6エリアが西日本系統になってまいりますし、一方で東は東北と東京という、大需要地・東京をベースとし、調整力をたくさん持っているエリアと言えます。

一方で、北海道の場合は、本州との間で直流で連系されている。需要が小さく、かつ、非常に地理的に広いものですから、交流としてやるには安定度が出ないということで直流になっているわけでございます。そういう場合に、独立系統になっているもので、これに対する調整力対応が必要になってまいります。

日本の場合、右の下の絵にございますように、風力メインのアイランドと異なりまして、変動幅が大きい太陽光に対する対応をしていかなければならないということ考えた場合、北海道に調整の核となるLNG火力がない。左の下のところにパーセンテージが書いてございますが、北海道の場合は需要規模の20%程度しかない。東日本エリアで120%、西日本エリアで60%に対して申し上げますと、かなり弱い調整力地域でございます。

こういう中での導入拡大には限界があるという中、抜本的な解決でいいますと、先ほど申し上げた本州需要地の直流送電による再エネ開発が基本アプローチでございますが、それができるまでの間、再エネ導入を続けていくということになりますと、どうしても蓄電池の設置、共同利用が不可欠になってまいります。

負担の割合という点については、このタスクフォースで指摘をいただいた内容を踏まえて見直しを行いました。一般負担の比率の引上げを行ったわけでございますが、調整力の維持・拡大という本質的な課題について申し上げますと、後で述べます容量市場とか投資促進策等の措置が有効に機能して、LNG火力、もしくは系統蓄電池の投資が図られるということが必要になっているものと考えているところでございます。

今まで申し上げた内容をロードマップ化にして示すことという御指示を踏まえて整理したのが、7ページのロードマップになります。

引き続きまして、需給の逼迫と市場価格高騰の問題、及びこれに対する今後の対策の検討状況の御報告でございます。

本タスクフォースでもしっかりした検証を行うべきという御指摘をいただきまして、会合での指摘事項を含めて、改めて精力的に分析、議論を積み重ねてまいりました。また、そのプロセスにおきまして、逐次、各種データを御紹介しつつ、有識者の皆様方に御意見をいただいたこと、これについては深く御礼申し上げたいと思います。

まず、需要面でございますが、9ページでございます。タスクフォースで御指摘がございましたけれども、極端な歴史的な需要拡大があったというわけではなく、寒波の到来により、ここ5年で最も高い、または高い水準の需要増加が12月中旬、そして1月上旬に生じたと整理しております。

その上で、供給サイドの整理が10ページになります。12月中旬の需要増に対応したLNG火力の稼働率上昇と、産ガス国の供給設備トラブルによる調達途絶によりまして燃料在庫が大幅に低下してきたのがこの12月中旬の時期でございます。

一方、12月25日に石炭火力、橘湾のトラブル停止がございまして、12月下旬から稼働制御運転が始まった。これによってスポット市場での玉切れが発生し、市場価格も上昇してきた。こういう経緯をたどっていると分析いたしております。

さらに、1月上旬の一番の寒波到来によりまして、需給逼迫に対する広域での融通調整の実施へと至り、市場価格の高騰も継続。この市場の移りがこちらのグラフで御覧いただけますけれども、1月上旬、電力需給の逼迫によって値段がどんどん上がっていくわけですが、市場価格の高騰状況が山を越えた後、一番右側の第IV期として整理しておりますが、この時期においてもさらに高騰が続いていったという状況です。この中で、インバランス料金の導入措置、各種市場情報の公開等を通じて沈静化が図られたと流れと整理してございます。

こうした一連のことに対して申し上げますと、これは文章での整理でございますが、予防対策、緊急時対策、構造的対策、それぞれ対策を打っていきたくと考えております。

予防措置としては、燃料、発電量に対する事前検証と、燃料確保の仕組みづくり。この点も有識者の先生方からも御指摘いただいている部分でございます。

また、緊急時における対応策としては、各エリア相互間の協働・協調体制。さらには、小売、発電のバランスグループ、送配電の協調構造の仕組みづくり、こういったことも重要になっております。

さらには、構造的な対策としては、市場制度、供給力確保、系統インフラ、これらを一体的に進めていくことにしたいと思っております。

14ページで御覧いただけますように、有識者の先生方から、先物・先渡市場やベースロード市場の活用、活性化策、さらにkWh不足時のセーフティネット制度の必要性などを御指摘いただいたところがございますので、この表のような形で各種制度を2021年度から検討していく、導入していくということにしております。

これをロードマップにしましたのが15ページの絵でございまして、2024年の容量市場の運用というところまでターゲットにして、ここまでに適切な市場整備を図りたいと考えているところでございます。

最後になりますけれども、容量市場及び供給力の話でございます。

この点は、まだ御議論の中で御理解いただけていないと認識しておるところでございますが、現在、我が国の電力が直面している供給力確保の必要性については、このグラフ

でございます。

有識者の皆様方からは、夏の需要ピーク時、8月の15時ぐらいの供給力を念頭に予備力が十分にある、もしくは上昇しているという御指摘をいただいているところでございますが、繰り返しになりますけれども、今、課題となっておりますのは、冬場の夕方の点灯帯の18時ぐらい、もしくは朝の9時ぐらいの供給力でございます。

おかげさまで太陽光発電が一定程度導入され、有識者の方々の御指摘のように、日照時間帯の供給力はかなり供給基盤が厚くなってきていると認識しております。

他方、冬場の夕方、朝については、太陽光発電が期待できません。震災後の原子力の停止、近年の火力廃止の蓄積によりまして、安定供給に最低限必要な予備率8%という水準に徐々に近づきつつあります。明後日、31日に公表予定でございますけれども、2021年度の供給計画におきましては、来年度1月、2月には予備率が8%を下回る結果となる見込みでございます。

私どもとしては、足元で奔走しておりますのは、これに対する早急な対応策の検討でございます。次にお示ししますように、今後10年の火力の供給力の見通しを御覧いただきましても非常に厳しい廃止の流れと。さらに、昨今の動きを考えますと、石炭火力について、中ほどに新設の予定が書かれておりますけれども、恐らく相当の見直しも進んでいくだろうということを考えますと、年間200万kWの石油の廃止の傾向と、石炭、LNGの低下傾向は、需要の逼迫、供給量不足の懸念を現実のものとして感じているというのが当局の考え方でございます。

対策といたしましてまとめておりますのが19ページでございます。上から、短期的な電源退出防止策。これは一種の戦略的予備力に近い、TSO側が持つ調整力でございますが、これに対しての確保策。また、2番目のところでございますような、これがまさに容量市場として議論して積み上げてきたわけでございますけれども、中期的な容量確保のための市場の整備。3番目に、それに加えて、もう老朽化が進んできておりますので、新たな電源投資を促進する策。こういったものを考えていくことが喫緊の課題だと考えておりまして、エネルギーの安定供給を担当する経済産業省資源エネルギー庁としては真摯に検討を進めている点、この点は何とぞ御理解いただきたいと思います。

なお、容量市場自体について申し上げますと、この会の1回目で御指摘いただきましたように、一からしっかり見直しをしてまいりました。タスクフォースの指摘を真摯に受け止めまして、昨年末から精力的に進めてきているところでございます。

御指摘の内容を踏まえまして、下のところでございますように、カーボンニュートラル政策との整合性を図るため、非効率石炭火力については設備利用率に応じて減額する措置を導入すること。一番上でございますけれども、需要側での対応策を加速するために、デマンド・レスポンスの枠を拡大すること。そして、小売事業者の負担の抑制を図るため、オークションの2段階化。さらには、支払い水準の2段階化によって約定水準の引下げを図ること等の措置を講じることとするなど、制度については新たにつくり直すこととして

おるところでございます。

資源エネルギー庁は以上でございます。

最後に1点だけこの場を借りて申し上げておきたいところは、容量市場の議論については、河野大臣からも、環境省ともきちんと議論をし、内閣府ともよく調整をして進めるよう御指示をいただいております、私どもも累次御説明、意見交換を実施し、週末も含めて需給逼迫の対応と並行して真摯に対応してきたつもりでございます。

しかしながら、そういう中で先週金曜日の審議会で山田参事官からいただいた御発言に対しては我々は大変心外に感じているところでございます。内閣府とは十分な調整がなされないまま、経産省の審議会では卸電力市場の混乱が続く中で、えっさほいさえっさほいさと容量市場の検討が進められている。エネ庁の審議会の検討は全て部分最適であって、全体最適にはなっていないと。さらには、容量市場の必要性について、非公式の場で必ず訳知り顔で語られるのが、あれは電力自由化と引き換えに経産省が電力に切った手形なのだよという説明だが、真実だとすれば国民に対する重大な背信行為であるという御発言がございました。こうした揶揄的な、もしくは憶測の批判発言は、政策形成に携わっていらっしゃる、お願いしております審議会の先生方に大変失礼な、不適切な発言ではないかと考えております。

電力・ガス政策の実務責任者の自分といたしましては、御指摘のような経緯、対応は決してございませんと申し上げておきたいと思っておりますし、私どもは有識者の先生方からの御指摘は真摯に受け止めて、政策論としてしっかり議論していきたいと思っております。内閣府におかれてこうした見方、姿勢で臨まれることにつきましては、ぜひ改めていただけないかと考える次第でございます。

いずれにいたしましても、私どもエネルギーの安定供給という現実的な課題に対応しながら、カーボンニュートラルの実現、競争的な電力市場の創出を目指したいと考えており、本日も有識者の皆様方から様々な角度から御意見を頂戴し、議論させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、電取委。

○経済産業省（佐藤局長） 電取委の佐藤でございます。

それでは、御説明させていただきます。

まず、私どもが出しました資料5の前に、今朝いただいた委員の先生方からの資料6-1の6ページに記載されました「送配電事業者と小売事業者の情報管理の問題」の御指摘について、私どもの資料は先生方の資料6-1の前に提出してしまいましたので、お答えが書いてありませんので、見解を述べさせていただきます。

非常に重要な指摘だと考えておまして、引き続き検証を行う中で調査を進め、明らかにしていくことが重要だと考えております。

それでは、資料5に移らせていただきます。

3ページですが、まず資料3-1の丸バツ表のところ、14ページで○をいただいておりますので、簡単な説明にさせていただければと思います。

ここに書いてございますが、2月3日のタスクフォースで河野大臣から極めて厳しい御指摘、電取委は表面的な監視・分析しか行っていないのではないかという御指摘をいただきまして、梶山大臣ともすぐ相談をいたしまして報告徴収を実施いたしました。ここに書いてありますように、相当徹底的に調べたつもりでございます。

監視・分析の結果については、別冊資料を御参照いただければと思います。

時間も相当迫っておりますので、次に移らせていただきます。「内外無差別な卸売に向けた取組（発販分離関連）」でございます。

5ページを見ていただければと思います。旧一電の発販分離を進めるべきという御指摘をいただいております。これに関しまして、私ども重要なのは組織というか中身だと思っております。一言で申し上げれば、発販分離をすれば済むということになってしまいますと、JERAとか東電EPというのはこれでいいのかということになってしまいますので、中身と考えております。

では、どういうことかということでございますが、2つ目の●でございますが、発販一体会社を含む旧一電の卸売に関して本質的に問題となり得るのは、旧一電の発電部門が自社・グループの小売部門に対して不当に優遇された条件で電源を供給する。換言をすれば、内部補助を行うということが問題だと思っております。

この観点から、旧一電の発電部門がグループ内の小売とグループ外の新電力と取引条件を差別しなくて確保することが何より重要だと思っております、これこそが構造問題だという認識であります。

このため、私どもはこれが構造問題だということは深く理解しているつもりでありまして、去年の7月に社内外の取引条件を合理的に判断して、内外無差別に卸売を行うことのコミットメントを要請しております。

これに対して、各社よりコミットメントを行う旨の回答を受領しているところですので、実際に、発販一体の各社からは、21年度からの運用開始に向け、社内取引価格の設定や業務プロセスの整備を進めるとの回答を受けておりますので、とにかくこれを徹底、加速をさせることが重要だと考えております。

それと、最後の●でございますが、これは違う話でございます。グロス・ビディングに関しましても、その透明性が確保されていないとの御意見を頂戴いたしました。このことも踏まえまして、旧一電の内外無差別な卸売をより実効的にするためにも、今後のスポット市場への売入札については、原則として発電部門が行うことについても検討を開始しました。それで、これは弊害が多いということになれば、グロス・ビディングをやめるということも含めて検討したいと思っております。

最後でございます。電源表示について、9ページと10ページであります。電源表示につ

きましては、御指摘を2ついただいたとっております。

表示を義務化ということと、基本的な環境情報として、CO2排出量と放射性廃棄物の量についても明記させるべきであるという御指摘であります。

これに関して、放射性廃棄物の量の表示につきましては、消費者団体の方からの御要望を強くいただいていることも踏まえまして、小売GLにおいて望ましい行為と位置づけることについて審議会を速やかに開始いたします。さらに、ほかにどのような情報を開示することが望ましい行為として位置づけられるかについても併せて検討させていただきます。

義務付けに関しましては法改正が必要ということで、私ども八条委員会で電事法は所管していないということになりますので、きちんとこれに関しましても検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、本タスクフォース委員から連名の意見書が提出されておりますので、代表として高橋委員、大林委員から、合わせて15分で御説明をお願いします。

○高橋構成員 ありがとうございます。都留文科大学の高橋でございます。

私からは、容量市場、系統制約、スポット価格高騰の問題を中心に意見書を説明させていただきます。現在、資料6-1を画面上で共有しているところでございます。

まず、先ほどエネ庁さんと電取委さんから御説明いただきました。おっしゃるとおりで、かなり時間を使って我々とも折衝していただきましたし、それぞれの審議会等のほうでも議論をさせていただいていることについては感謝申し上げたいと思っております。松山部長のおっしゃるとおり、真摯に政策議論をしていきたいという姿勢で私どももおりますので、これまでのことも感謝いたしますし、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

一方で、幾つか非常にいい方向に改革が進んでいると、私どもの指摘を同意されたというところもございますけれども、そうではないところも多々ございます。もちろん様々な意見、様々な考え方があると思っておりますけれども、まず総論部分として、かなり意見が違ふところの背景にある問題として、競争環境に対する認識がかなり私どもと差があるのかなということを確認しておきたいと思っております。

95年ぐらいから少しずつ自由化をしてきたわけですが、本格的には2013年の辺りからやってきているということですが、まだまだ自由化の過程において日本は初期段階にある。支配的事業者の力が圧倒的に強い中で、規制当局が適切に競争促進策を講じていくことが不可欠であるということが当然認識されていると思っております。諸外国でもそういう歴史がずっとありましたが、その程度の点において、私どもが考えている状態、すなわちまだまだ新規参入者であるとか、あるいは再エネのような新規電源が圧倒的に不利であると私どもは思っているわけですが、必ずしもそうは思われていないとか、いやいや、もちろん競争促進も大事だけれども、既存の電源とか既存事業者に対する配慮も大事

なのですよと思われているのではないか。そこの大前提が大きく違うところがあるのではないかということが共通の要因として機能しているのではないかと。ここの認識が違ってから、系統制約についても基本的には既存事業者側が持っている送配電網をどの程度開放すべきなのかというところで、スピード感とか程度について差が出てくる。

あるいは、今般のスポット価格の高騰の問題についても、この後議論をしますけれども、新電力が自由競争の結果としてやむを得ない、自己責任であるという立場にたつのか、市場制度の未整備というところに本質的な問題があるのかというような意見の違いが生じるのではないかと。

電取委さんのほうでは、これは制度環境、規制の環境の整備は未完なのです、これからもずっとやっていくのですとおっしゃっているわけですが、やはり整備の状況がまだ足りないということが私どもの認識である。それが最大の問題であるということであれば、義務的、構造的な措置が必要なのではないかとということがまず私どもの総論的な考えであるということをおし上げておきたいと思えます。

その上で各論を3つ、私のほうから個々に申し上げておきます。

先ほどのエネ庁の説明の順序とは違いますが、まず容量市場の問題、一番原理的なところから歩み寄れていない、残念ながらそういう状態にある問題だと思います。私どもは、新規参入者、この場合で言うと新電力がまだ圧倒的に不利な状況にあると。そして、発電所を持っている側というのは、8割が既存事業者、支配的事業者である、大手電力さんであるという状況にある中で、容量市場のようなものを導入するというのは時期尚早ではないかと。

容量市場については、以前も申し上げましたけれども、既に導入している欧州諸国を見ても、10年、20年の議論を経て少しずつ慎重に導入してきている。これは日本よりもずっと競争環境が整備され、あるいは変動電源がたくさん入っているという状況においてまだ議論があるという状況ですから、やはり改革の順序が非常に重要なのではないかとということが欧州委員会などの資料にも強調されていると思えますので、まずすべきことをした上で議論をゼロベースですべきではないかということです。

もう一つが、アデカシーの評価をしっかりと上で、本当に電源に対する投資が進んでいないのかということもしっかりと検証してから、容量メカニズムの導入の可否を議論すべきである。

先ほど松山部長のほうからは、本当に足りないのです、これだけ減っていつているのですという御説明がありましたけれども、後で資料を交えて具体的に議論すればいいと思うのですが、これまでずっとOCCTOでやってきた供給計画は夏をベースにしているわけですが、先々を見ても、当面十分である、予備率も10数%確保されているという状況が続いているわけですから、本当に発電部門、発電事業者が収支が赤字になって電源投資が全く進まないような状況なのかということは、もっとしっかりと検証することが必要なのではないかと。さもないと、競争条件が不十分な中、新電力に対する過度な負担になる。要

するに、今、競争条件を一生懸命エネ庁さんも整備しようとしているところに大きなマイナスになるということだと。

それが先ほどの報告があった延岡のような事例で、実際に支配的事業者はああいうふう
に容量市場を見ているのではないかということが疑われるような事例が起きているわけ
ですから、もちろん安定供給は決定的に重要なわけですがけれども、果たして現在の競争環境
においてこの手段がベストな手段なのかということについては、やはり立ち止まって考え
る必要があるのではないかと繰り返し申し上げたいと思います。

もう一つが、再エネ主力電源化、カーボンニュートラルとの関係ということで、先ほど
も石油がどんどんなくなっていくとか、老朽火力がという話がありましたけれども、もち
ろん突然減り過ぎては困るわけですがけれども、基本は減らしていく方向の中でどうい
うバランスを取っていくのかということですので、その際には、柔軟性が低いベースロード
電源であるとかCO2の排出量が多い火力発電に不必要に補助を与える、やめていかなければ
ならない電源に補助を与えるということが少なくともないような制度設計にすべきであ
ろうと考えているわけです。

次に、各論2に移ります。系統制約の問題で、これも非常に多岐にわたってかなり重要
な論点がたくさんございます。先ほど系統の整備、新規の整備についてはマスタープラン
などかなり積極的なお話もございましたけれども、先着優先の接続ルールの話とか、メリ
ットオーダーの給電の徹底の問題とか、たくさんの論点を第3回でしたか、4回でしたか
に指摘をさせていただきました。出力抑制に対する補償の問題もございます。再エネ事業
者、新規参入者に対して過度に保護しろということではなくて、公正な形で系統を使える
ようにする。過度な負担ではなくて、先着優先ではなくて、保障するというのが大前提で
ございます。

たくさんある中で今日は2点特に取り上げたいのが、1つがノンファーム型の話です。
これは2か月たったということでも少しずつ始まっているということについては非常によか
ったなと思っているわけですがけれども、先ほど御説明もあったとおり、97%が現時点では
東京電力パワーグリッド管内の検討受付に偏っているという状況でございます。

これについては、別途資料のほうにも整理しましたけれども、再エネ事業者に聞くと、
例えばノンファーム型というのは出力抑制を行われてもしようがないというルールです
から、それがどれぐらいの規模になるのかというのは、各社の状況が各電力会社の地域
の中においてよく分からない。それが不安定な中ではノンファーム型で接続を申し込む
のを躊躇しているというような意見も挙がってきておりますので、ここについて、さ
っき調査をした上で改善をしていきますとおっしゃっていただきましたけれども、さら
に考えていただきたいと思っております。

より重要なのは、現状、基幹系統のみを対象としているということでございます。や
はりこちらがまだ今回受付の数が少なかったということの根本的な問題でありますので、
技術的な準備は時間がかかるという面もあるのかと思いますけれども、まずはローカル
系統、

さらには配電系統への対策ということで、ノンファーム型の接続の拡大ですよね。もちろん本来的に言うと、メリットオーダーで先着優先ではない形でのノンファーム型が望ましいわけですが、そういう方向にどんどん進めていくということを改めてお願いしたいと思います。

もう一つが、前回も議論になりました北海道の問題でございます。先ほど松山部長から、どうしても必要なのです、調整力が足りないのですという御指摘でしたけれども、私ども、事前に事務レベルで調整をさせていただいて、うまく合意ができなかったのですけれども、そもそも2016年の根拠となる資料について本当に十分な検証だったのかという点を指摘させていただきたいと思います。地域間連系線等を活用して調整力が得られるということも踏まえて、最新のデータを踏まえて、本当にもう今限界に達しているのかということとはしっかりと検証する必要があるのかなと思っております。

その上で、前回と同じですけれども、やはり蓄電池しかないのですということであれば、10%と言わず、これはやはり100%送配電事業者に負担していただく。それが送配電事業者の責務ではないかと思っております。

もう一つが、サイト側の蓄電池の設置の要件が今でも残されている。系統側も、募プロの話とは別に、サイト側の系統連系技術要件はいまだに残っていると私どもは認識しておりますので、この点を確認させていただいて、もし残っているとすると、これは全く不要であると思っておりますので、廃止していただければと思っております。

最後、スポット価格の高騰の問題でございます。先ほど、松山部長のお言葉からも、今回は極端な、歴史的な需要拡大の問題ではなかったという御発言があって、少々安心をしたわけですが、数年に一度レベルの問題であるということになると、需要増といったような方面からこの問題をアプローチするのは適切ではないと考えております。

私どもいろいろ内部で検証しました結果、やはり燃料制約の問題が非常に大きかったのかなと思っております。この点、電取委さんが公開のヒアリングもさせていただいて、様々なデータも提供していただいて、本当に物すごい進歩なのかな、すばらしい対応をしていただいたなと感謝をしているわけですが、まだ納得いかないところが、燃料制約の手続は問題ない、不当ではないということはよく分かったわけですが、では、どうしてそこまで燃料制約が生じるほど減ったのだろうかというところがまだ十分に説明されていないと思っております。

エネ庁が提出されている資料を見ると、そもそも11月の段階から、参考資料のほうにありますけれども、かなり例年よりもLNGの在庫が2年前と比べると2割程度少ないという状況があったと認識しています。12月は最初のうちは全く寒くもなかったわけですが、12月の段階でもう例年よりもかなり少ない、エネ庁さんの資料によると120万トンなので、通常の半分ぐらいの量に減っているという状況が見えています。なぜここまで厳冬が始まる前の段階で燃料が減っていたのかということについては、十分に説明がされていないと思っております。

あるいは、電源トラブルも指摘されているところですが、燃料が少なかったのではないかという話、電源のトラブルが幾つか起きたのではないかという話、これは2つとも大手電力会社の内部の問題でありますので、これを新電力さんにそれぐらいのことは知って行動してくださいよと言うのは無理があるのかなと考えている次第です。その結果、大手電力会社さんが、通常は売るポジションに立つわけですが、買い越しになってしまったということで、あのような価格高騰が生じたのだと私どもは認識をしております。

もう一つが、先ほど電取委さんからも言及がありましたけれども、グロス・ビディングの問題で、グロス・ビディング自体を取りやめること自体は不当ではないわけですが、自主的だったから取りやめましたよと。あと、あれだけの量が減ってしまって、高値の入札が起きてしまったということです。

グロス・ビディングを取りやめても、売りと買いを両方減らしていますから影響がなかったという御説明があったのですが、だったらそもそもグロス・ビディングとは何だったのでしようかというような疑問を持っております。やはり自主的だと不十分ではないか。義務的な玉出しにしないと、なかなか効果がないのではないかとことを申し上げさせていただきたい。

あと、インバランス料金の問題です。御説明がありましたけれども、200円、80円という改善策が出されていますけれども、そういう対処策を早く講じていただきたいということ。

それから、先ほど佐藤さんのほうから言及がありましたけれども、送配電事業者さん、今回かなり頑張ってお対応していただいたのですが、内部情報の管理の問題も検証をお願いしたい。

その上で、今回、不当な行為がないのに異常事態が起きたということですので、これは義務的、構造的な対策が不可欠ではないか。もちろんコミットメントはやっていただければいいと思いますし、必要なのですが、もうずっとそういう話をしてきてかなり時間がたって、今回このようなことが起きてしまったので、やはり本格的に、旧卸電気事業者の電源の義務的な切り出しとか、大手電力会社のスポット市場への玉出しとか、発販分離、所有権分離といったことを検討していただきたいと思います。

最後に、新電力の緊急支援ということで、何も新電力を全て救済しなさいとは私どもは申し上げておりませんが、先ほどのインバランスの収支のお話を見直す。あるいは、今、経済産業大臣のほうに要望があったと聞いておりますけれども、特損の取扱いができるように情報発信をしてほしいという案も出ておりますので、新電力に対してそのような緊急措置は必要ではないかと思っております。

最後、梶山経産大臣も総点検が必要であるとおっしゃっていらっしゃいます。同意できているところ、同意できていないところ、いろいろございますけれども、もう一回問題を整理して、さらに議論を続けさせていただければと思います。

超過して失礼しました。以上でございます。

○山田参事官 大林委員、手短にお願いします。

○大林委員 私からは、電源トラッキング制度、電源表示、非化石証書について意見を申し上げます。

まず、経済産業省並びに資源エネルギー庁におかれては、タスクフォースの提案につき制度検討を進めていただき大変ありがとうございます。先ほど松山部長からもお話がございましたけれども、今の緊急時対応をしながらこういったことを並行的に進めていただき、大変お礼を申し上げたいと思います。

しかしながら、私ども、特に電源トラッキング制度、電源表示、非化石証書について意見を申し上げた段階で、タスクフォースで提案をした根底である電源トラッキング制度の整備と電源表示の義務付けについては、例えば法改正が必要などという理由で引き続き検討するとされております。本来は、自由化に伴って整備されるべきだったこういった制度が引き続き検討というのは、残念なことだと思っています。

非化石証書についてはトラッキングが行われる予定ですが、電力についても、どこで何によって発電されて消費されていくのか、基本的な情報が、消費者が電力を買う際に表示をされている、情報提供されていることが必要だと思っています。

一方で、放射性廃棄物の排出量については、ガイドラインで望ましい行為として定めていただくということで、こちらは大変ありがとうございました。

今回、様々、検討を行うというふうにしていただきましたが、ぜひ速度を速めていただければと思います。

次に、非化石価値市場の在り方について、再度意見を申し上げます。

先ほど発表がございましたけれども、タスクフォースから提案させていただいた大口需要家が参加できる再エネ証書市場の創設を考えてくださっているということ、大変素晴らしいことだと思っています。

ただ、一方で、こちらの再エネ証書そのものにFIT証書のみを対象とした市場となるということで、本来であればFIT以外の再生可能エネルギーも対象とする市場が望ましいのではないかと考えております。その場合、需要家が自ら望んだ再エネ証書が買えるように、市場で販売するのか、相対で取引するのかというのは、発電事業者自らが選ぶ、需要家も選ぶことができる制度とすることが望ましいと考えております。

こちら、FIT発電以外、そのほかの証書の市場を分けるという御提案については、資金の流れについて考えていらっしゃるのかなと思うのですが、FITについてはこちらの再エネ証書に一律入れ込むのですから、資金の流れは発電事業者へ還流するというので、出ていくところのお金の部分だけですので問題はないと考えております。

また、市場で取引される証書に関しては、全ての証書にトラッキング（発電源、発電場所、発電量の追跡）を適用して明示をしていく。さらに、証書の最低価格、最高価格の設定を撤廃して、売入札、買入札の情報、特に量と価格という意味ですが、こちらを公表していく。また、市場では、電源ごとに価格が違っていくマルチプライスでの取引を行うことが必要だと考えております。

次に、今のままの市場の形をひきずる、原子力や大型水力など、非FITの電源の証書の販売について意見を申し上げたいと思います。

この非FIT、特に原子力や大型水力などについては、直接発電事業者の収入につながるものです。賦課金に還元されるFIT電源の証書販売収入とは資金の流れが違います。これらはそもそも総括原価で建設された発電設備ですので、証書としての収入は単に既存電源の追加的な補助金となります。何ら追加性も生むことはありません。

他方、原子力の廃炉費用等は原子力の電気を使用した全ての消費者が負担するものとして、託送料金を通じた回収がなされています。そうであれば、環境価値も当然消費者に帰属すべきと考えます。したがって、こういった証書の市場が創設されるということであれば、以下を提案させていただきます。

これらの電源は全て市場で取引することとして、相対取引は認めない。また、原子力と水力はそれぞれ入札を実施し、それぞれのシングルプライスで取引を行う。当然、全ての証書にトラッキングを適用して明示をする。原子力については、現在の非FIT非再エネではなく、原子力証書として明記をする。こちらについても、最低価格や最高価格の設定を撤廃して、売入札、買入札情報を公開することが望ましいと思います。

本来であれば、その販売収入は、こうした電源維持のために補填されることなく、新しい「再生可能エネルギー電源」への投資に使われていくことが望ましいと考えます。

さらに、グリーン電力証書やJ-クレジットの再エネクレジットなど、環境価値に伴う証書の購入費用を全て税務上、費用化することができる、そういった制度を整えていただきたいと考えております。

最後になりますけれども、非化石証書の現在の制度が高度化法の目的達成にひもづいていることが様々な制度を難しくしていると思います。高度化法の目的の一つは、電力における化石燃料の利用を抑えることを目指していますので、本来であれば化石燃料の発電分についてペナルティを課すべきであって、小売に義務を課するのは適切ではなかったのではないかと考えております。こういった点についても見直しが必要かと思えます。

私からは以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

以上を踏まえて、質疑応答に入りたいと思います。発言者はこちらから指名させていただきますので、御発言を希望される方は手を挙げる機能、もしくは画面で直接挙手をお願いいたします。質問と回答は簡潔にお願いいたします。

それでは、大きな論点として4つあったと思います。容量市場、系統、需給逼迫、市場価格高騰、非化石表示でございます。委員ペーパーの論点の順番に沿って議論していきたいと思えます。

残り時間が43分ですので、1論点あたり10分程度でお願いできればと思います。

それでは、まず容量市場から何か追加的な御発言はございますでしょうか。

では、川本委員からお願いします。

○川本構成員 川本です。

経産省の皆様、大変真摯に検討を重ねていただきまして御礼申し上げます。

容量市場について、今、高橋委員が説明された内容そのものですが、若干、なぜ大きなギャップがあるのかというところについて補足をさせていただければと思います。

私どもも、容量市場が目指すもの、安定供給というものについて、それが不当だと言っているわけではない。では、安定供給を実現する答えが今の容量市場なのかというと、やはりそれは違う。一番大きいのは、自由化で先行している諸国の経験を見る限り、国民負担の増加が非常に懸念される。これはコスト面もあるでしょうし、今や環境面というのものもあると思います。

私どもが見る限り、将来、供給力が不足していくという懸念は最近特に強まっているとエネ庁はおっしゃるのですけれども、その主張については信頼できるエビデンスに欠けるのではないかと考えております。これは我々構成員資料の6ページで申し上げているところでございます。

先ほどエネ庁さんがデータを出して説明をされたのですけれども、その中で冬季の供給予備率の2021年度の見込みががくっと落ちているという数字もございました。これについては、もともと長期のkWの議論をしていたはずが、短期のkWhの不足の議論になってすぐには理解できませんでした。

今後、火力発電所で休止される能力がどんどんあるのだという資料も出していただいたのですが、これも私どもが公表資料から得ている長期の供給計画からすれば、そこには入っていない電源なのではないかと思っております。その意味であまり適切でないのではないかと考えております。

私どもは、これまで公表されている供給計画によれば、2018年度以降、供給力は増大傾向にあって、予備率も改善している方向だと理解しています。その上で、現在の容量市場というものをそのまま続ける、国民負担が高い制度のままで続ける、というのは疑問だということを申し上げております。

さらに、これは第1回目のオークションで1.6兆円という巨額のお金が電力会社に支払われることになるということで、ある種設備補助金的一种だと思いますけれども、そこまで電力会社の経営状況が悪いのかということについてのデータもまだ示されていないと理解しております。このようにいろいろな面で疑問がございまして、このままいけば、再エネも進まず、高コスト構造にも悩むということになってしまうのではないかと、非常に懸念をしている。

では、我々はどうすればいいかということ。これも先ほどの高橋委員の御説明の中にもあるのですけれども、我々は基本はまず市場整備によって投資インセンティブを変えていく必要があると考えております。

この点で、さっきエネ庁さんが説明された「供給力減少の対応策」ということで、資料の19ページの中に「自由化に伴う競争激化を背景に、発電事業者は自社需要を上回る供給

力は余剰電源と位置づけ」ということで、それが前提になっている容量市場だということですので、ここにまさに私は問題があると思っています。

まさに発販分離が徹底されていないということで、結局、発電事業者がもともとある自分の会社の小売の需要向けのみに対して出すという観点で電力供給を考えている。本来、発販が分離されて、発電事業者が独立して、経済合理的に投資の判断をしていくことによって、初めて市場整備下における投資のインセンティブというものが出てくる。そういう意味から言っても、発販の分離、あるいは高橋委員から申し上げた義務的な措置、構造的な措置によって発電事業者に経済的な合理的判断ができるようにしていく。これが私どもが取るべき道と考えている次第です。

以上です。

○山田参事官 高橋委員、お願いします。

○高橋構成員 ありがとうございます。

今の関連で、ピンポイントの質問があります。

エネ庁さんの資料4-1の17ページと18ページのところで、今、川本委員も触れられましたけれども、質問があるのですけれども、まず、17ページのところで冬季が大変なのだという事を松山部長もおっしゃられました。

これまで供給計画は、基本は夏が年間の最大需要を記録するので、夏で今後10年というのを見てきたわけですが、今後、冬が大事なのですよということであれば、冬をベースにやっていくということなのか。要するに、大きくやり方を変えていくということなのか。そこがまず1点目の質問です。

次の18ページに行ってください、これを見るとすごくたくさん減っていくというような、上のほうが新設で下のほうが廃止ということになっていますから、例えば2021~2025年、真ん中のところですが、19ギガぐらい減っていくということがあるので、これは供給計画に入っていないものなのではないかと思えます。ちょっとミスリーディングなのかなと思っているのですけれども、私の誤解がないか、その点を確認させていただければと思います。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

ほかにありますか。言いたいことがあれば、まとめて言ってください。

大林さん。

○大林構成員 ありがとうございます。

先ほどお二人のコメントにも関わるところですけれども、見せていただいた資料、火力発電の廃棄が進んでいくということですが、具体的な電源種としては、例えば非効率で環境特性も悪い電源が撤退するというのはやむを得ないと考えているわけですが、そのような電源の撤退を止めるための容量拠出金ではないと確認させていただいてよろしいでしょうか。

もう一つは、こちらの表だと、大手電力会社が保有する電源のみを対象に推計されているということですが、これからはやはり外でも増えていく再生可能エネルギー、特に風力発電とか洋上風力も見込んでいくということになってくると思いますので、私どもは2030年までに30ギガワットに達するという試算をしておりますけれども、そういったことも考えますと、むしろこういった柔軟性のない電源、古い電源の撤退はやむを得ないと考えますが、いかが思われますでしょうか。

○山田参事官 原委員、お願いします。

○原構成員 一言だけ。

最初に、松山部長の御説明の中で、山田参事官がエネ庁さんの審議会で不適切な発言をしたといった御発言がありました。私も発言内容を伺っておりますが、基本的にこのタスクフォースでなされている議論を御紹介したものと認識しています。

容量市場に関しては、私たち昨年から一貫してゼロベースで見直しをすべきだということをお願いしてきました。しかし、これまでのエネ庁さんでの検討状況を見てみると、どうしても先に結論ありきでなされているのではないかとしか見えないわけです。

今日の御説明の中でも、皆さん方の御説明は、私たちが理解していない、十分理解が得られていないという御発言が何度もありました。私たちから見ると、皆さんが理解されていないのではないかと見えるわけです。

なので、これもぜひ、すれ違いではなくて、また無用に批判するのではなくて、かみ合った議論をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○山田参事官 ありがとうございます。

経産省のほうからコメントがございましたら。

○経済産業省（松山部長） 幾つか御質問を頂戴しました。あと、御意見を踏まえて御回答及び御意見を申し上げたいと思います。

幾つかありまして、まず今のところについて言うと、御質問いただいたところから始めていきますと、高橋委員からありました、今後の需給検証の在り方ですけれども、これから冬もやっていきたいと思いますが、夏も引き続き重要です。

今回ここには明示的に書いておりませんが、夏場も東京エリアを中心に供給不足が生じそうな勢いがあります。ただ、広域での対応がまだ可能ですので、需給の逼迫度は冬場に比べるとそれほどきつくないと認識しておりますので、今日は御紹介しませんでした。

供給計画の中における、18ページにお示しした、今後の廃止についてのお話が反映されているかどうかの御質問だったのですけれども、これは反映されていません。

我々、電力会社との間で今後の廃止計画等々についていろいろと議論してまいります。この中には、非効率石炭のフェードアウトということも真剣に考えなければいけないわけですので、2030年になくすぞということで、かなり根を詰めて一基一基議論を繰り返してきておるわけですが、これは御地元との関係もあり、具体的にどれがどうのこうのというのは廃止が決定するまでは対外公表されず、供給計画上も載ってきません。

ですので、今回、18ページでお示ししているのは、我々が電力会社の経営状況とかを含め、及び彼らの電源政策を念頭に置いたときの我々が聞き及ぶところでの新設、廃止、休止計画をお示ししているものでございます。ですので、先ほど申し上げました供給力のところについて言いますと、供計で計上されるものよりも下振れする可能性がかなり高いと思っています。

その中で、川本委員とか高橋委員に御指摘いただいたように情報公開は非常に重要だと思っているのです。ですから、このタスクフォースでもできる限りの情報は整理でき次第提供しようと思っておりますし、今日以降も、御用命があればどんどんお示ししながら、様々な角度から御意見を頂戴できればと思っております。

その中で、電源投資の状況が、発電会社サイドが今はそんなに苦しくないのではないかという御指摘もありました。先週の山田参事官の審議会での御発言の中では、JERAの利益率の御指摘もございました。ただ、JERAが今6%弱ぐらいある利益率とありますけれども、その過半の部分はJERAの事業統合の効果の部分、及び燃料費の期ずれによる積み増しの分が非常に大きくございまして、一般的に考えますと、それを差し引きますと1%台に落ち込む。2018年度も1%台でございます。

大きく電力会社の経営構造で考えますと、3%ぐらいの経常利益率があるのですけれども、燃料費の期ずれがございまして、これから1~2%を引いて考えなければいけません。ですから、全体で考えると、1%台、2%台ぐらいの中で勝負しているというのが現状でございます。

その中で発電投資をどう生んでいくかというのが非常に大きな課題だと我々は認識しておりまして、事はなかなか深刻な状況だと認識しております。ただ、先ほど原委員から御指摘があったように、我々が認識しているからいいのかよと思うわけではございませんで、情報については包み隠さずお示ししながら、皆様方から御指摘いただき、正しい道を追求していきたいと考えているところでございます。

その上で、高橋委員から御指摘いただきました、この提案書といいますか、御意見書のそもそものところについては、考え方、御指摘の向きは大変理解します。思いは共有していると言っても過言ではありません。いかに競争政策を生みながら、より低コストでサービスの多様化を生み、そのための新電力が参入して競争構造を生み出すかということは我々も鍵、課題であり、監視委員会にはそれができるような形の監視を徹底的にやってほしいとエネ庁としては思っています。

同時に考えなければいけないのは、電力政策、発電政策のほうです。今、小売政策における事業参入を増やしていくという目的とともに、発電におけるプレーヤー、自由化の効果としての参入者がどんどんいなくなってしまうというときに、自由化を優先すべきか、もしくは送配電の中における管理型の戦略的予備力に考え方に近くなってくるわけですけれども、そういう形での供給構造を追求していくべきか。ここは、我々は悩み、議論をしています。

その中において、先ほど、短期、中期、長期というお話がございましたが、川本委員から御指摘いただいたような、これは発電事業者の経営構造といいますか、発電政策の立ち位置をどうつくっていくかという問題であります。

御指摘いただいたように、今、余剰としか見ていなくて、売っていくというような感覚が生まれていないということが問題なのかと。そうすると、それを売っていかれるようなものをつくっていくために、それは発電の分離がよいのか。他方で、今回の需給逼迫の中で、JERAと東電、中部の小売との間の契約関係がどのような効果をもたらしたかということについては監視委員会で徹底的に検証していくべき論点だと思っておりますし、規制的な構造の問題と、いかに本当の意味での経営マインドといいますか、発電政策、発電事業を生み出すかということは、よくよく深く検討していきたいと思っております。なので、考えていることは非常に近いところでございますが、小売のみならず発電ということの両面を考えて政策検討をしていきたいと考えております。

○山田参事官 ありがとうございます。

まだまだ議論を続けたいところですが、残り3論点ありますので、次の系統の論点に移ります。

御指摘は委員からございますでしょうか。いかがでしょうか。

高橋委員。

○高橋構成員 先ほど私が申し上げた、北海道の蓄電池の件について改めてお返事をいただけますでしょうか。

やはり送配電事業者側の負担とすべきではないかというのが1つ。もう一つが、サイト側の要件がまだ残っているのか。残っているのであれば、廃止すべきではないか。この2点についてお返事をいただければと思います。よろしくお願いします。

○山田参事官 ほかの委員はいかがですか。

川本さん。

○川本構成員 ありがとうございます。

この問題は、他の問題に比べて原則論はかなり一致しているように思うのですけれども、現実に本当に実行されているのかが問われています。今、高橋さんが申し上げた点、私も前回申し上げましたが、北海道電力の系統接続要件がまだ維持されているのではないかと、いうところについて、実際に本当に廃止されたのかという点を質問したいと思います。

もう一つは、ノンファーム接続で基幹系統についてはすぐやりますということでした。我々はずっと、再生可能エネルギーがアクセスするのに必要なローカル、あるいは配電系統については早く展開していくべきと申し上げています。これに対し松山部長は世界に先駆けて一番乗りをするとおっしゃっているのですけれども、2024年実施というような工程表になっているように思います。ここら辺も実際にやっていることがどうなのかという点についてお伺いしたいと思います。

○山田参事官 ほかに委員、いかがでしょうか。

大林さん、お願いします。

○大林構成員 ありがとうございます。

私からはお二人の委員がおっしゃったことを重ねてですけれども、北海道についてはサイト側蓄電池が系統側になったと思っていたところ、まだサイト側の要件が残っていて、太陽光発電、ひいては一部の風力発電が適用されたままになっているので、これは早急に、今年度中に撤廃されていかなければならないと考えています。

続きまして、ノンファームですけれども、私どもの意見書の中にも何点か例を述べさせていただいておりますが、基本的には高圧への接続というのが太陽光発電は全体の8割となっている。基幹系統の上位レベルでは空き容量があるので、ノンファームを受諾するに当たらないといった形で、そもそもノンファームの接続の受付がなされないというのはおかしくて、上の空き容量があつて、そこでなされない部分があるのであれば、空いているのであれば、その下もどんどん進めていく。そういったような電力会社に対する要請を始めていただきたいと思います。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、資源エネルギー庁、松山部長から御発言いただけますでしょうか。

○経済産業省（松山部長） ありがとうございます。

いただいた御質問、御意見について意見交換をさせていただければと思います。

まず、高橋委員から、これの御説明の中で御指摘いただいております、この資料の3ページのところでの出力制御量の不確実性が申込みの制約になっているという点。これは御指摘の面はあるかと思っておりますので、これはこれまでの九州とかでの出力制御のところも同じですけれども、できるだけファイナンスがしっかりつけていけるような、情報提供として何が必要かということは早急に検討して対応策を考えていかなければいけないと思っておりますので、これはやってみます。

あとは、前後してあれですけれども、ノンファームのところ、今、川本委員、大林委員からも御指摘がありましたけれども、我々も次はローカル、配電だということはよくよく認識してございます。まずは基幹系統が一回できたわけでございますが、次はより多くの高圧接続とかで太陽光が導入できていくようにするための仕組みをつくらなければいけないと持っています。

今日は資料を御準備しておりませんが、前回のときに申し上げましたけれども、結局、トップダウン型で計画的な系統をつくって、その増強の中で受け入れていくようなトップダウン型の仕組みをつくっていくか。それとも、アメリカ型といいますか、ボトムアップ型で、どこでも接続していけるという形で系統の形成を今までどおり進めていくかということのせめぎ合い、どっちに行くかの問題かと思っています。

私どもは、いろいろといただいた御指摘も踏まえつつ、だんだんヨーロッパ型といいますか、系統計画をより下のレベルまで落としていきながら、増強とともにやっていくという方式に切り替わっていけないものなのかなと思って進めているところでございます。そ

のことが今日の資料では簡単にしか書いておりませんでしたけれども、系統の増強計画、もしくはバランシングメカニズムと並行した形の導入拡大に合わせているところですが、エリアが小さいものですから、どうしても出力制御量がなかなか読み切れない。逆に言うと、高橋委員が御指摘いただいたみたいに、これだったらつなげるかどうか分からないじゃいかよになってしまうのも、これまた再エネ導入の拡大にはなかなかつながりにくいところだと思っております。ですので、世界最先端を狙いたいと思っているのは我々は今も変わっていません。

そういう意味で、この4月から実証事業として東京エリアで、まずは実証的な面というところも含みながらまず始めるところに踏み切りたいと思っておりますが、全国展開となりますと2024年というのが遅いというお叱りはありながら、しっかりと仕組みはつくっていかなければいけないと思っておりますので、スケジュールを示しつつ取り組んでいきたいと思っております。

あとは、最初の高橋委員から御指摘いただいた4ページの上のところにあります、連系線による調整力が限界に達していたのかどうか、北海道の検証についてはやってみます。もう一回改めて、過去分の判断が正しかったかどうかの検証は必要なかもしれません。しっかりと正し、最大限受け入れられるところで最大限受け入れていかなければいけないと思っておりますので、その取組は進めてまいります。

サイト側のルール変更のところについては、これは結局、電池というものの意義をどう考えていくか、要はサイトサイドなのか、調整サイドなのかということの整理によってきます。今の状況では、調整力が足りないという問題だと思います。

その点は、先ほど御指摘いただいた託送料金で見ていくべきではないかという議論にも戻るのですけれども、そうなりますと、調整力というものの、すなわち簡単に言えば火力発電、LNG火力、もしくは揚水発電の新規投資を系統電池と並びにしながら、いかにインセンティブをつけていくかという問題に帰着します。

これをみんなやっていくという要望は、むしろ電力会社からたくさんもらってまして、これを許してくれるならどんどんつくるよと言われておりますが、そうなれば、その分は託送分によって電気料金値上げになります。これがよいのかどうかという論点かと思っておりますので、否定することなく、そういう選択肢も含め、評価しながら、段階を踏んで前に進んでいけるかということ、抜本的な改革という視座の下で進めていきたいと考えています。

私のほうからは以上でございます。

○山田参事官 よろしいでしょうか。

高橋さん、お願いします。

○高橋構成員 では、結局、サイト側は残っているということでよろしいですか。その確認が一つ。

それから、松山部長の資料の7ページのところで、ロードマップの中に「調整力の確保

等」という項目があって、2022年に電事法に系統用蓄電池の位置づけをすると。矢印があって、「北海道の要件解除へ」と書いてあるのですが、これは何を意味しているのか。端的にお返事いただければと思います。

以上です。

○経済産業省（松山部長） この点はすぐにお答えします。

先ほどお答えすべきだったのですが、まさに御指摘いただいたサイト側の電池の要件が残っています。それを我々は解除したいと思っています。

ただ、電池の位置づけというものを法的に明確にしなければいけませんし、その手前に期待すべき機能というのをちゃんと定義していかなければいけないと思っています。

ですので、今、法的な改正が伴うものですから2022年以降となっておりますが、早急に制度的な整理を進めていき、整理ができれば解除します。そういうことを示したものでございます。

○山田参事官 最後、大林さん。

○大林構成員 こちらはすでに資料をお見せしているのですけれども、昨年9月に私どものイベントに出ていただいた、資源エネルギー庁のほうからお話があったときの資料です。こちらでは、ノンファーム型に関しては2021年中の全国展開を目指しているとありますので、ぜひ早急に進めていただきたいと思っています。

もう一つ、サイト側に関してですけれども、北海道のサイト側蓄電池は、電事法上制定されたものではなく、北海道電力から一方的に再生可能エネルギーの事業者に対して設置が義務付けられ、そうしないと受け入れられないということが提示されているので、そこも御確認をお願いいたします。

○山田参事官 ありがとうございます。

よろしければ、次の議題に移りたいと思います。3番目の議題は、需給逼迫、価格高騰問題です。

委員の方からコメントがありましたら、手を挙げてください。

川本委員。

○川本構成員 ありがとうございます。

また私のほうから、委員と当局のギャップについて申し上げたいと思います。

経産省の資料の15ページに、今後の競争環境整備に向けた電力市場整備のロードマップが示されています。これを見ていまして、私どもの考えとどういうところに大きなギャップがあるのかを指摘したい。内外無差別な卸売のコミットメントの実効性確保、これは大変結構なことです。ただ私どもはこれまでのペース、これまでの強度では市場は未整備のまままだという深刻な認識に立つべきだということを考えているわけです。

したがって、義務的な措置あるいは構造的な措置も、これは相当の議論になると思いますので、そこをもうスケジューリングに入れて早く議論していく。そこが実はこの先物市場、先渡市場というところとも連動しています。こうした措置を通じて今、抱え込まれて

いる電源が先物市場、先渡市場に公平な形で出てくるということになると思います。どうか、そういうことにしなければいけないということでもあります。

さらに、需給調整市場についても、デマンド・レスポンスについてもっと拡大していかなければいけない。15ページの表を見ていますと、今申し上げたような部分については、ほとんどこれまでの流れと変わっていないように思います。もし違っていたら教えてください。以上の点について、いつまでにどういうことをやるかということを書き書いていただかないと、私どもとしてはとてもギャップは埋まらないと思っております。まさに、これは急ぐ必要があると思います。

今回の逼迫問題は、今後いつまた起こるか分からない。早ければ今年の夏のピークを本当に越えられるのか。そこで例えば電力が抱え込んでいる電源を市場に出すことで、相対契約なんかも新電力とも進む。そうすれば電力会社の電源もミスが起こらないように、トラブルないように気を引き締める、そういうことだと思います。これらをぜひ早急にやっていただきたい。エネ庁さんの説明には、そのスピード感が感じられない。そこをぜひお願いしたいというのが私の意見です。

以上です。

○山田参事官 ほかにございますか。

高橋委員。

○高橋構成員 先ほどの私の話を簡単にまとめると、今回はかなりの異常事態が生じましたと。それは外的なやむを得ない要因というよりも、市場制度の不備が主因であると。不当な行為は私もなかったのではないかと感じておりますということでした。一方で、エネ庁さんというか、電取委さんの結論としては、不当な行為はなかったと。もちろん個々に改善すべき点はあるけれども、それは自由市場であるからやむを得ないことなのですよと。だから、遡及的な救済はすべきではないのですよということだと思っています。なので、考え方が違うわけです。

そこで、大きな質問ですけれども、いろいろな対策を実際考えていらっしゃるわけですが、その対策をすれば、今後、数年に1回のような頻度で今回のようなよく原因が分からないような価格高騰は絶対に起きないのだと自信を持って言えるかどうか、それをお答えいただければと思います。よろしく申し上げます。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、ここで一旦エネ庁のほうから御回答をお願いしたいと思います。

○経済産業省（佐藤局長） 電取委のほうから、内外無差別関係の質問もいただきましたので、まず私からお答えさせていただいてよろしいですか。

○山田参事官 お願いします。

○経済産業省（佐藤局長） 無差別な卸売のコミットメントの話ですけれども、これはまず一つ、発販分離すればいいかどうかという問題では本当はないと思っています。

というのは、もしJERAと東電との関係、あれも発販分離になってしましますが、あそこ

が完璧で、がんがん玉も出てきて、今回、ほかと明らかに違う行動をしていたら、発電分離というのが明確なポイントだと思いますが、私が調べたところ、先生方も内閣府も十分お調べになったと思いますが、本質的な差はないです。そうすると、やはり重要なのは、発電分離ではなくて、構造的な問題は発電と卸の関係をどうするかということです、それをとにかくやらせてくれということです。

先ほども言いましたが、これまでコミットメントがあるというのも、強化をして、その実効性も速めようとしておりますので、まず真の構造的な問題が何かというのを見ていただいて、きちんと取り組もうかと思っております。

あと、先ほどいただきました、この後、松山部長のほうから補足があると思いますが、15ページに、これはエネ庁の資料で私から述べるのはどうかと思いますが、インバランス料金制度、これはきちんと22年度以降やりますから、それが入れれば今回のようなスパイラル的な上昇は絶対に起きません。それはお約束できると思います。

以上です。

○経済産業省（松山部長） エネ庁のほうからも補足させていただきます。

今、佐藤事務局長からありましたように、セーフティネット措置が入りますことから、kWhがあるのに売り切れるといった事象に対処するものでございます。これによって、今回みたいな異常高騰ということはない。

実際、2021年度から80円相当ぐらいの上限措置というのを念頭に置いていますし、もちろん予備率を切ったときに200というのがありますけれども、諸外国に比べてもかなり低いレベル、低いというのはより予防措置が取れるような対応策を取っておりますし、2022年度以降についてもグラジュアルに対応できるようなシステム設計をして、導入をする予定にしております。

システム設計に時間が、ITシステムのシステム上のことがあるので、1年間は80円、85円という暫定水準になりますけれども、この措置が入れば、今回のようなことにはならないだろうと考えております。

他方で、市場というものの価格水準をどう見るかというところは、このタスクフォースでもいろいろと御指摘いただいたように、需要側の喚起、より高い価格を置かないとDR喚起はできないという根強い反対の立場からの御意見も審議会の中では御指摘いただいています。

ですから、我々も本当に悩んでいまして、DR喚起、これはテキサスの議論を待つまでもなく、そういう議論もある中で言えば、そこのところというよりも、やや安定ということを念頭に置いたような措置になるということでございますので、高い低いというだけに着目するというのは適切ではないのかなと。

一方で、リスクヘッジというのは非常に重要です。ですから、これは委員の先生方からいろいろといただいておりますけれども、先物の話を含めたリスクヘッジの喚起策は早急に対応していかなければいけないと思っておりますし、時間の猶予はないと思っております。

また監視委に対して申し上げますと、とにかく支配的影響力を発揮されてはいけなさと我々エネ庁としては思っています。ですので、監視委員会のほうで適切にきっちりした監視をしていただくことによって健全な市場を形成していただきたいというのがエネ庁としての考えでございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

原委員。

○原構成員 ありがとうございます。

これまで過去の会合でのエネ庁さんの説明を伺っていると、今回の異常事態の要因というのはいろいろありましたと。厳冬で寒さがあつたり、太陽光の出力の低下があつたとか、いろいろな要因があつたのですという御説明をされてきたわけですが、今の話を伺うに、市場設計の不備があつたということによろしいわけですね。市場設計の不備があつて、これを明確に正すというお話をいただいたのだと思いました。

その上でもう一点、時間がないかもしれないですが、確認したいのは、市場設計の不備によって、今回、不公正な状態が生じたわけですか。これは正していかなければいけないと思います。

私たちの意見書の中でも、インバランス料金などの不適切な差益は還元すべきである。また、十分な再発防止策の実施まで延期を認めることを検討すべきであるといったことをお願いしたいと思っておりますが、これはやっていただけるのでしょうか。

○経済産業省（松山部長） エネ庁からよろしいでしょうか。

ここもなかなか見解の一致ができていない点だと思います。市場の設計については、直していかなければいけないところは直していかなければいけないわけですが、市場として実施している中で、今回のことによつてもうかつていらっしゃる企業さんと、損をされていらっしゃる企業さん、これも小売の中のみならず、発電と小売それぞれで考えていかなければいけない。

大きく考えていきますと、発電側に相当なお金は出ていきます。こういうときこそ入っていくべきものでございます。

一方で、小売の中の相互間の競争で考えていきましたが、電力というものには色がないものですから、コスト、価格とリスクというものについて競い合う、こういう事業戦略でございます。ですので、今回、リスクをヘッジされた勝ち組の小売の方々からは、そういうことは決してないようにしてほしいという御要望もいただいております。

ですので、市場のルールをあらかじめ示した上での競争で生じた結果について、遡及的にその結果について何かしらの手だてをするときに、では、そのルール自体を反故にするのかという市場の信頼ということにつながってくるのかと思います。

これを補うには、国税を投じてやるのかという論点が最後に残るわけでございますけれども、私どもとしてはそういう問題ではないのかなというのがこれまでもお答えしている一貫した考え方でございます。

○原構成員 一言だけ。

市場の信頼を高めるためにこそ、市場設計の不備によって生じた不公正についてはきちんと解消していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、最後の論点、非化石と表示。あと5分ぐらいしかありません。御発言がありましたらお願いします。

大林委員、ありますでしょうか。

○大林構成員 表示について申し上げます。

先ほど意見書で述べさせていただいたとおりですが、特に非化石証書のトラッキングシステムと市場の在り方について、本来は電源全てのトラッキングシステムであるべきであるということと、あとは市場を新しくつくるということをおっしゃっているのですけれども、FITの電源の証書だけ、あと、ほかの電源を創設するとおっしゃっているのですが、再生可能エネルギーは再生可能エネルギーで取引ができる証書の仕組みというのが必要ではないかと思っております。

また、原子力や水力など総括原価で建てられた電源については、その補助金となるような証書の収入の在り方というのは望ましくないもので、それは全て市場で管理をして、本来であれば再生可能エネルギーの投資に回されるべきなのではないかと思っております。

先ほどの容量市場の考え方、需給逼迫の考え方とも関係するのですけれども、今後、行われるあらゆる投資というのは、本来であれば再生可能エネルギーを導入するための投資であるべきと私は考えています。送電線の増強も含めてです。

また、そうした市場には、投資が必要となってきますので、需要家も参加する仕組みをぜひ考えていただきたいと思います。

○山田参事官 ありがとうございます。

ほかに委員からありますか。

よろしいですか。

経産省のほうから何かお答えはございますか。

○経済産業省（松山部長） ありがとうございます。

大林委員からいただきましたが、再エネ証書の在り方としては御指摘の方向で考えたいと思っております。

まず、スピードを最優先に、河野大臣からも喫緊の課題だという御指摘、御指示がございましたことは、我々は本当にすぐにやらなければいけないと思って検討を進めてまいりましたが、すぐ動かせるものがFITの関連、すなわち認証データ、認証の仕組み、プログラムがしっかりあるものをまず売出しできるようなもので全部出していくということから始めたいと思っておりますが、そこから先は、同じ再エネ証書という枠組みの中で、非FITのものも含めて、再エネというカテゴリーについては同じような証書として売買できるようなものをつくり上げていきたいと思っております。

そのときは、FITの場合は、GIOなり、公益機関が一括買上げになっているので、そこで一律売出しになるわけですけれども、非FITの場合は相対のことも当然あり得ると思っ
ています。ですので、実際の仕組みの立て方によってそこは考えていかなければいけないし、
そこを別に一律売出しにするとともに思っと思っています。

ただ、これについてはFITの場合は現行法の中で前回の法改正によって開示ということが
明確になっておりますので、今回の運用改正の中においてすぐさま開放できるようにし
たわけですけれども、非FITについて言うと、電力事業全体についての開示義務というこ
とパッケージに議論しなければいけない。ですので、この法改正、法制度とパッケージに
した形での仕組みを考えなければいけないものですから、ちょっと遅れてしまいます。で
すが、最終的には統合したい。

加えて、前回の会合の中で河野大臣から、J-クレジットとかグリーン電力証書、もろも
ろあるものについても統合していったらどうかという御示唆もございました。これも前向
きに検討したいと思っっています。

ただ、グリーン電力証書というのは民間の事業でございます。J-クレジットというのも
環境省さんと一緒にやっている事業でございます。この枠組みに乗れるかどうか、認証
の在り方の問題になってまいります。これに税務上の取扱いも連動してまいりますので、
この仕組みが一体的にできていくなれば、委員の先生方が思い描いていらっしゃるで
あるような全体的な再エネの仕組みを我々も目指していきたいと思っっておりまして、
今回お示ししたのは、その第一歩として進むべき方向だというふうに御理解いただければあり
がたいと思っっています。

○山田参事官 ありがとうございます。

司会の不手際で、それぞれ論点が十分議論できなかったかもしれませんけれども、よろし
ければこんなところで終わりたいと思っますけれども、何か最後に一言ありますか。

大林委員。

○大林構成員 大変申し訳ございません。

少し議論がずれてしまうのですが、最初に報告されました国交省の進捗について発言で
きませんでしたのでここでさせていただきます。ロードマップを作る過程で検討、と書かれて
いる部分が多いのですが、ロードマップの策定の状況についても引き続き報告をいただき
たいし、また提出されたデータの内容についても、今回出して終わりではなく、タスクフ
ォースでも内容を検証し、国交省と議論を続けていくというのが望ましいのではないかと
思っっております。

以上です。

○山田参事官 それでは、最後になりましたけれども、大臣から一言お願いいたします。

○河野大臣 ありがとうございます。

大変長時間いろいろな議論をしていただきまして、ありがとうございます。

特に、最初にありました価格高騰の情報公開については、電取委、経産省、非常にしっ

かりやっただきましたことに感謝したいと思います。本当にありがとうございます。

その上で、いまだにLNGの在庫が何でそこまで不足したのか、というのがよく分からないものですから、これはタスクフォースの事務局なのか、電取委なのか、後ほどで結構ですので御説明をいただきたいと思います。いろいろ情報を出していただいているのですけれども、どうしてもそこがよく分からないなという気がいたします。

それから、電取委の内外無差別のコミットメントという話がありまして、私は驚いているのですけれども、サッカーの試合のハーフタイムになって、サッカーボールを無線でコントロールしたりしていません、というぐらいのインパクトなのではないのかなど。これは、契約ですか、組織ですかという議論ではなくて、こういう状況になると契約も組織もということにしないと駄目なのではないか。今になってこんな話が出てくるというのは、今までは何だったのかという気が正直しております。

従来からのステークホルダーへの配慮がなされている一方、再エネをやろうとしている新電力には一貫して厳しいなという気がしています。カーボンニュートラルとか再エネの主力電源化というところに向けてかじが切れていないというのか、ハンドルが切れていないというのか、今まで敷かれたレールの上をやはり走ろうとしているような気がしてなりません。

今日いろいろな論点を熱心に御議論いただいて、本当にありがたく思っております。スピードが十分かどうかというのは別として、基本的な方向性が一致しているもの、少し方向性がずれているもの、あるいは方向性が全く真逆のもの、まだまだいろいろあるような気がいたしますが、結論ありきではなく、今後も環境省や内閣府とよく相談をして調整をしていただきたいと思っております。今日はまだ論点でずれが残ったところがありますけれども、経産省でしっかり再検討をお願いしたいと思っております。

カーボンニュートラルに向けて、再エネをスピード感を持って最大限量的に拡大をしていかなければいけないと思うのですけれども、今日の経産省の御説明で、その描いている姿で本当にスピード感をもっていけるのかというのはやや疑問に思っております。こうした電力市場を前提としてエネルギーの基本計画が改定されるということだと、ちょっと賛成できないなという気もしております。

今日は3月末ですから、4月末か5月までお待ちしたいと思いますので、環境省や内閣府としっかり調整をしていただきたいと思っております。

いろいろな観点から政策議論がしっかりなされていくというのが大事だと思いますし、YouTubeを通じて多くの方に御覧をいただけて、政策の議論をしっかり理解をしていただけるというのは非常にいいことだと思いますので、少し時間と手間がかかりますけれども、しっかりとタスクフォースに政策議論をやっただきたいと思っております。

今日も本当に長時間の議論をありがとうございました。

○山田参事官 ありがとうございました。

本日の議題は以上といたします。次回のタスクフォースの日程につきましては、YouTube

の動画の概要欄に記載している規制改革推進室の公式Twitterで今後の日程を随時告知いたします。

本日のタスクフォースを終了いたします。ありがとうございました。